

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平]

事業プロフィール

【 事業概要 】

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型) |
| ふりがな 地区名 | たかんばる 高原 地区 |
| 事業箇所 | 球磨郡相良村川辺 地内 |
| 事業担当課(室) | 計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5457) |
| 事業期間 | 令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) (7年間) |
| 総事業費 | 790 百万円 (うち県費 202 百万円) |
| 事業内容 | 受益面積A=29.9ha 区画整理 29.9ha |
| 事業目的 | <p>本地区は、相良村の南部に位置し、球磨広域農道(フルーティールード)の北側に位置する台地に広がる畑地帯であり、ソルゴーやそばを中心とした営農が展開されている。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均12aと小区画である。道路幅員も2.0m程度と狭小で大型機械の導入のほか農地集積の阻害要因となっており、地区内には用水源が存在せず、水管理に多大な労力を強いられており、慢性的な用水不足によりやむを得ず休耕を強いられる農地もみられる。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理、水源の確保及び農地集積の推進(63.3%⇒80.2%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(アスパラガス、ごぼう等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p> |

【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

1筆が5a~20aと狭小農地であり、多くの農地が道路に接していない。

【写真②】

農道幅員が2.0m程度と狭小で大型農業機械の通行及びすれ違いに支障を来している。

【 検討状況 】

| | |
|---|---|
| 技術的難易度 | 標準的な工法で実施 |
| 費用便益比 | B/C = 1.33 |
| 事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div> | <p>現在、6割以上の農地が担い手に集積されているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低く、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p> |
| 関係法令等の手続きの把握・完了状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 協議済 ・道路法 事前協議済 ・土壌汚染対策法 実施時に届出予定 |

【 周辺状況 】

| | |
|-----------------|---|
| 関連事業 | なし |
| 市町村、地元の状況 | <p>相良村は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p> <p>また、相良村から熊本県に対し、相良村振興策の提案が行われている。</p> |
| 説明会の開催状況と関係者の意向 | <p>これまで相良村及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。</p> |

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|---|----------|
| 1 | 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 | 無 |
| 3 | 気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 | 無 |

② 地形・自然景観への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 | 無 |
| 3 | 自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

③ 水資源への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|--|----------|
| 1 | 水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】 | 有 |
| 3 | 地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 | 無 |

④ 生活環境への配慮

| | 環境配慮事項 | 該当地域の有無等 |
|---|---|----------|
| 1 | 史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 2 | 大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 3 | 周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 4 | 住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |
| 5 | 水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。 | 無 |

事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 判定 | 評点 |
|------|--------------------|----|----|----|
| ①重要性 | 1)事業計画の位置付け | 5 | a | 5 |
| | 2)事業の広域性(市町村合併支援等) | 5 | e | 0 |
| | | 10 | 計 | 5 |

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 判定 | 評点 |
|------|---------------|----|----|----|
| ②必要性 | 3)特定地域振興 | 5 | c | 3 |
| | 4)受益者の仮同意状況 | 10 | a | 10 |
| | 5)用地・換地の状況 | 10 | a | 10 |
| | 6)事業実施による営農効果 | 15 | a | 15 |
| | | 40 | 計 | 38 |

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 判定 | 評点 |
|------|-----------------|----|----|----|
| ③緊急性 | 7)他の公共事業や施策との関連 | 5 | d | 2 |
| | 8)事業の緊急性 | 15 | c | 9 |
| | 9)担い手への集積について | 10 | a | 10 |
| | | 30 | 計 | 21 |

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 判定 | 評点 |
|------------|-------------|-----|----|----|
| ④効率性(事業効果) | 10)費用対効果の算定 | 20 | b | 16 |
| | | 20 | 計 | 16 |
| 合計 | | | | 評点 |
| | | 100 | | 80 |